



産後ケア事業のご利用の注意事項

- ★ 入院とは異なりますので、ご自宅での育児に向けて、育児や身のまわりのことはお母さん主体で実施していただきます。
- ★ 妊娠中に申請された場合、産後に利用を決定します。ご出産後は必ず状況をご連絡ください。
- ★ 利用決定後にキャンセルや変更がある場合は、必ず速やかに健康増進課にご連絡ください。
- ★ 利用日の前日の午前 10 時までにご連絡がない場合は、キャンセル料が発生します。
- ★ 自己負担金については、利用施設に直接お支払ください。
- ★ 施設までの交通費は自己負担となります。
- ★ 利用者または同居家族が体調不良の場合や、感染症（インフルエンザ等）の場合、利用を中止させていただきます。
- ★ 兄弟の利用については感染防止のため、できません。
- ★ 産後ケア事業を利用できなかった場合や利用終了後も保健師等がご相談に応じています。



交

野

市

産後ケア事業のご案内

出産後のお母さんや赤ちゃんが安心して過ごせるように、子育てをサポートします。

「産後の体調がすぐれない」「育児を手助けしてくれる人がいない」「赤ちゃんのお世話に自信がもてない」など育児の不安を軽くするために、産後ケア事業をご利用ください。



申請・お問い合わせ

交野市 健やか部 健康増進課（ゆうゆうセンター2階）

月～金曜日（祝日・休日・年末年始を除く）9時～17時30分

交野市天野が原町 5-5-1

☎ 072-893-6405